

鹿島を元気に！家計もお店も「助かつ券」実施要項

1. 事業の目的

新型コロナウイルス感染症の影響により消費低迷が続く中、鹿島市内の店舗・事業所等で利用できるクーポン券（4,000円分）を全市民に配布し、消費を喚起して地域経済を再活性化させる。

2. クーポン券の内容

- (1) クーポン券名称 鹿島を元気に！家計もお店も「助かつ券」
- (2) 発行元団体 鹿島商工会議所
- (3) 配布枚数 500円×8枚

3. クーポン券使用可能期間

- (1) **令和3年7月1日（木）から令和3年9月30日（木）まで**

4. 加盟店の登録

- (1) 資格要件 鹿島市内に立地する店舗・事業所であること。
(鹿島市外に立地する場合でも、当商工会議所会員の方はご登録が可能です)
- (2) 登録期間 クーポン券有効期間中、随時受付

※ただし5月14日（金）までに登録された事業所は加盟店一覧チラシに掲載されます。

- (3) 登録方法 加盟店登録申込書・誓約書・銀行口座振込依頼書を添えて、鹿島商工会議所に提出する。
- (4) 登録料 鹿島商工会議所会員・・・・・・・・・・無料
 〃 非会員（一店舗あたり）・・・2,200円（税込み）
- (5) 広報について

加盟店はお客様に分かるように、店頭などにポスターを掲示する。

※5月14日以降に登録された場合、ホームページ等には随時、最新の加盟店一覧を掲載致します。

5. クーポン券の使用割合

- (1) 4,000円（500円×8枚）のうち、市外資本の大型店（店舗面積1,000㎡超）およびチェーン店では2,000円しか使用できない。

6. クーポン券の使用制限

下記に示す内容について、クーポン券は使用できない。

- (1) 商品券・ビール券・図書券・切手・印紙及びプリペイドカードなどの換金性の高い商品の購入
- (2) 病院代・薬代の保険診療適用分
- (3) 株式・先物・宝くじなどの金融商品

- (4) たばこへの支払い
- (5) 国や地方公共団体への支払い
- (6) 事業活動に伴い発生した買掛金・未払金などの支払い（加盟店間・事業上の支払い）
- (7) 受け取ったクーポン券で、他店への支払い
- (8) 風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）
第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係るものへの支払い
- (9) その他、本事業の趣旨にそぐわないもの

7. クーポン券使用上の注意事項

- (1) 1,000円以上の会計ごとに500円券1枚を利用できる。
（例：3,500円のお支払いでは、最高クーポン券3枚（1,500円分）を支払うことが出来る）
- (2) 有効期間を過ぎると無効とし、クーポン券の受け取りは拒否すること。
- (3) クーポン券の交換・譲渡・売買を行ってはいけない。
- (4) クーポン券の盗難・紛失・滅失に対して、発行元団体では責任を負わない。
- (5) 登録した加盟店のみで使用可能（店頭などに加盟店ポスターの掲示）
- (6) 不正行為が発覚した場合には、必要に応じて懲罰的賠償を伴う返金請求などの措置を講じる。

8. クーポン券の換金

- (1) 換金期間 令和3年7月1日（木）から令和3年10月28日（木）までの毎週月曜日及び木曜日（ただし祝日は除くが、9月23日（木曜日の祝日）は9月24日（金曜日）に振替る。）
- (2) 換金場所 鹿島商工会議所 2階第一会議室
- (3) 換金方法 回収したクーポン券の裏面に店舗・事業所名を記入または押印し、「換金申請書」を添えて提出する。
- (4) 換金手数料 無料